

歯を見せて 笑える今を 未来にも～健康づくり、お口から始めてみましょう～

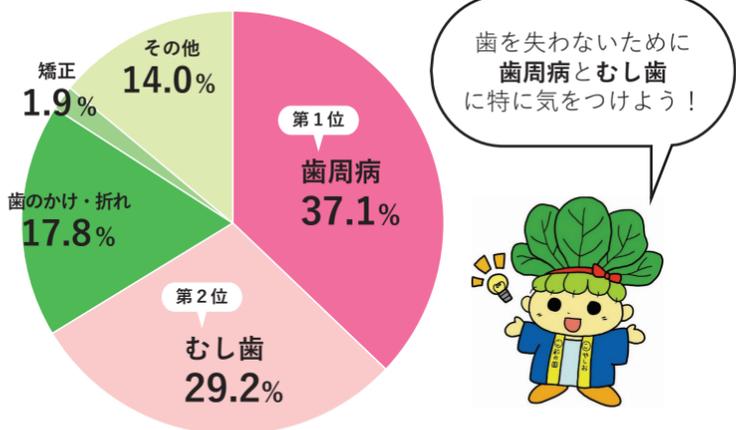
若いうちから歯周病やむし歯予防のため、検診を受けることが大切です。この機会に受診しましょう。

問健康増進課 ☎ 856

8020運動「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」

歯を失う二大原因は、「歯周病」と「むし歯」です。

歯周病やむし歯は、糖尿病や脳卒中など全身の病気の危険因子になります。定期的に検診を受け、お口の健康管理を通じて健康寿命を延ばしましょう。



歯周疾患検診の対象者を拡大！

令和6年度から20歳と30歳の方も新たに検診の対象になりました。受診券は、11月30日(土)まで有効です。お早めにご利用ください。

かかりつけ歯科医を持ちましょう！

歯と口の健康を守るためには、毎日の歯みがきなどを自分で行う「セルフケア」と歯科医院で受ける「プロフェッショナルケア」の両方を生活に取り入れることが重要です。

この機会に、あなたの「お口のケア」を始めませんか。

訪問歯科診療のご案内

歯科受診が困難な方には、訪問による治療などを行っています。ぜひご相談ください。

相談先：東埼玉歯科医師会八潮窓口 ☎ 090-5526-8020

八潮市歯科医師会（窓口・桂歯科医院） ☎ 998-2794

自主まちづくり活動の支援

自主まちづくり活動とは、身近な地域を対象に、市民の皆さんが自主的・自発的にまちづくりに取り組む活動です。

市では、活動団体の登録やその団体の活動に必要な支援などを実施しています。まちづくり活動に興味のある方はご相談ください。

問開発建築課 ☎ 322

■ 活動団体の登録

次の基準などを満たしている場合は活動団体に登録が可能です。

代表者 市内在住・在勤の方

構成員 5人以上で、その半数以上が市内在住・在勤の方（ご近所まちづくり活動については、3軒以上）

①ご近所まちづくり活動	連続する3軒以上の建物の所有者などが協力して緑化などを進める活動
②地域まちづくり活動	一定規模以上の地域を対象に、まちづくり活動方針を定めて進める活動
③テーマ型まちづくり活動	景観、防災、防犯など、特定のテーマを設定し、研究や実践をしていく活動

■ 助成限度額

①ご近所まちづくり活動

花、苗木などの植栽	春・夏・秋・冬 各2,500円（上限年間1万円）
門、塀などの改造	改造に要した費用の2分の1（上限10万円）

②地域まちづくり活動、③テーマ型まちづくり活動

諸活動費（会議費、消耗品費、印刷費、通信運搬費など）	地域まちづくり活動：5万円
	テーマ型まちづくり活動：5万円（2・3年目は10万円）
まちづくり計画作成に係る費用（講師謝礼金、計画書を取りまとめるためのコンサルタント委託費など）	地域まちづくり活動：50万円
	テーマ型まちづくり活動：1事業につき50万円

※助成金の交付対象期間は、3年以内です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

木造住宅耐震診断・耐震改修補助金などの支援制度

建物やブロック塀などの所有者や管理者には、維持管理を行う責任があります。市では、地震に伴う建物などの倒壊から大切な命を守るため、耐震化の支援として、木造住宅の無料簡易耐震診断（在来工法2階建て以下）や補助金交付制度を実施しています。補助金を申請する方は、工事などの着手前に必ず事前にご相談ください。

問開発建築課 ☎ 468

木造住宅耐震診断・耐震改修補助金

対象となる建物

昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅または併用住宅（延べ面積の2分の1以上が住宅のもの）

補助金額

耐震診断…耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額（上限5万円）

耐震改修…耐震改修工事に要した費用の23%に相当する額（上限25万円）※補助金対象者が65歳以上であり、耐震改修工事に要した費用が30万円を超える場合は、15万円を加算

危険ブロック塀等撤去改修補助金

対象となる危険ブロック塀等

公道に面した高さが1.2mを超えるコンクリートブロック造または組積造の塀で、地震により倒壊するおそれがあると認められるもの。

補助金額

撤去工事…撤去工事費用の2分の1または1万円/mのいずれか少ない額（上限10万円）

改修工事…改修工事費用の2分の1または2万円/mのいずれか少ない額（上限20万円）

詳しくは、パンフレット（開発建築課で配布）または市ホームページをご覧ください。